

利用規約（旧版）

宴会パーティープラン / レンタルスペース・プラン / 併用プラン

当社のサービス提供にあたり以下の利用規約を定めます。本規約に同意いただいた上で、宴会・パーティープラン、併用プランまたはレンタルスペースプランをご利用下さいますようお願い致します。

● 予約・支払方法

1. 申込書のご提出と預かり金 [30,000円] の振込をもってご予約確定とします。
2. 支払は当日現金、クレジットカード、請求書発行・銀行振込（法人のみ）が可能です。
 - (1) 当日現金払いは開催日会場にて現金でお支払いいただきます。
 - (2) クレジット決済は開催日14日前に決済用メールを送付し、2日以内に決済をお願いします。追加料金が発生した場合は、当日現金でお支払いいただきます。
 - (3) 請求書払いによる銀行振込（法人利用）は、法人のお客様に限りご利用いただけます。開催後1週間以内に請求書データをメールにて送付し、お支払い期限は開催月末締め翌月末日となります。なお、審査の結果により請求書払いをご利用いただけない場合がございます。
3. 開催日当日の支払方法変更に関しては開催日当日の支払方法の変更は、原則としてお受けしておりませんが、下記の通り一部対応が可能です。
 - (1) 請求書払いをご選択されたお客様に限り、当日現金払いへの変更を承ります。
 - (2) 当日現金払いまたはクレジットカード決済をご選択された場合、支払方法の変更はできません。
4. 領収書はお支払い方法に関わらず、後日メールデータにて送付いたします。

● 利用プラン及びお申し込み

- ・ 申込期限は開催日より【14日前の15時まで】です。
- ・ 利用プラン・時間・人数は【14日前の15時まで】に最終確定のご連絡をお願いします。

● プラン料金および追加料金

- ・ 日時、各プラン毎により最低保証金額の設定がございます。詳細をご確認の上お申込下さい。
- ・ 確定後の人数減少による減額は致しかねます。人数追加の場合、人数分の追加料金を上乗せし請求しますのでご了承下さい。
- ・ 会場の利用時間を経過した場合は追加使用料を頂戴致します。

● 会場内の事故、盗難、損害賠償

- ・ 当社では、現金・貴重品等のお預かりはお断りしております。利用者の管理下で発生した事故・盗難については一切責任を負いかねます。
- ・ 利用者が本規約に違反または故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社は当該利用者に対して損害賠償を請求するものとします。

● 禁止行為

1. 本サービス利用に際し、当社は利用者に対し次の行為を禁止し、違反したことが判明した場合には、直ちに本契約を解除できるものとします。
 - (1) 大声で騒ぐ、飲酒による掛け声、放歌などの迷惑行為
 - (2) 他者や近隣への迷惑行為及び危険行為

(3) 未成年者および車両等を運転する者の飲酒、または酒類をすすめる行為

(4) 上記の他、当社が不適切と判断する行為

2. 前項に基づく契約の解除が行われた場合、当事者（以下「違反当事者」）は、解除を行った相手（以下「解除当事者」）に対して損害賠償を請求できないものとします。

3. 第2項に基づく契約の解除によって、解除当事者が損害を被った場合には、違反当事者は解除当事者に対してこれを賠償する責を負うものとします。

● 反社会的勢力の排除

1. 本契約の当事者は、相手方が本条の表明に関して虚偽の申告をし、又は本条の確約に違反したことが判明した場合には、催告を要することなく直ちに本契約を解除できるものとします。

2. 前項に基づく契約の解除が行われた場合、本条の表明に関して虚偽の申告又は本条の確約に違反した当事者（以下「違反当事者」）は、解除を行った相手方（以下「解除当事者」）に対して損害賠償を請求できないものとします。

3. 第1項に基づく契約の解除によって、解除当事者が損害を被った場合には、違反当事者は解除当事者に対してこれを賠償する責を負うものとします。

4. 本契約の当事者は、それぞれ相手方に対し、自らが、本契約の締結日において、次の各号に掲げる者（以下「反社会的勢力」と総称する。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員

(2) 暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団

(3) その他前各号に準ずる者

5. 本契約の当事者は、それぞれ相手方に対し、自らが、本契約の締結日において、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1) 反社会的勢力によって経営を支配されていること

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること

(3) 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していること

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること

(5) 自らの役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

6. 本契約の当事者は、それぞれ相手方に対し、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為